

令和 7 年 8 月 29 日

令和 7 年 第 8 回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

令和7年第8回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和7年8月29日（金曜日）午後2時00分～午後2時44分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・7会議室

3. 出席委員 1番 岡田博史（教育長）

2番 岩田圭子

3番 藤宮志津子

4番 新庄涼子

5番 石井和光

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

教育部長	田口茂夫	教育指導担当 部長兼 教育指導課長	石田玲奈
教育総務課長	加藤泰正	学校施設更新 等担当課長	長瀬正人
指導担当課長	俵宗次郎	青少年課長	内野峻佑
生涯学習課長	廣瀬裕	中央図書館長	浴靖子

6. 書記

庶務係長	赤間祐介	主事	濱仲あかね
------	------	----	-------

○議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 教育長諸務報告

第3 第20号報告 いじめの重大事態について

第4 第34号議案 東大和市教育情報セキュリティ対策基準の改定について

◎開会の辞

○岡田教育長 皆さん、こんにちは。

ただいまから、令和7年第8回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○岡田教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、藤宮委員にお願いいたします。

○藤宮委員 はい、分かりました。

○岡田教育長 ここで傍聴の許可についてお諮りいたします。

本日の会議について、傍聴を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、傍聴を許可いたします。

(傍聴者 入室)

◎日程第2 教育長諸務報告

○岡田教育長 日程第2、教育長諸務報告を行います。

資料をご覧ください。

7月21日月曜日、東大和市ラジオ体操連盟夏休み子供ラジオ体操大会開会式に出席しました。当日は多くの子どもたちが朝早くから参加をしておりまして、夏休み中、ラジオ体操にきっと毎朝参加をしていくのではないかなと思っております。

7月22日火曜日、東京都市教育長会定例会に出席しました。

7月25日金曜日、教育委員会定例会に出席しました。

7月26日土曜日、南街まつり開会式に出席しました。

7月28日月曜日、初任者研修を視察するため、第一中学校に行ってまいりました。この初任者研修は、小学校・中学校の教員、今年採用された教員の研修でありまして今年度初の試みでしたけれども、調理を行いました。今年度から小学校の5年生で移動教室を行う関係もあって、そのときに飯ごう炊さんなどの活動をするに当たって教員が経験がないと困りますし、体験活動として先生方自らも体

験をするということで、初任者研修の一部に調理体験を入れました。また、それをしてすることによって初任者同士の交流を深めることも狙いの一つにした取組です。当日は、第一中学校の家庭科室でカレー作りをしたというような研修でございましたが、先生方同士で協力しながら、おいしいカレーを作ることができたと聞いております。

7月29日火曜日、中学校・高等学校陸上部合同練習会を視察しました。こちらは昨年度も行っておりますけれども、市内の中学校の陸上部、そして東大和高校、東大和南高校、また近隣のろう学校の生徒が合同で陸上の練習を行うというものです。東大和南高校を会場としまして、東大和南高校の陸上部顧問の川島先生が中心となって指導してくださいました。中学生は高校生の姿を見て、憧れを持ったりとか、技術的なことも含めて向上していく姿勢を学ぶことができたと思っております。

7月30日水曜日、MOA美術館全国児童作品展の表彰状授与式に出席しました。

7月31日木曜日、東京都市教育長会研修会に出席しました。

8月1日金曜日、市職員人事異動辞令交付式に出席しました。同日、学校マネジメント講座に出席しました。この学校マネジメント講座は、今後、学校のリーダーとして活躍を期待されている先生方が受講しているものですけれども、私から学校リーダーに期待することについてお話をさせていただきました。

8月16日土曜日、第21回平和市民のつどいに出席しました。

8月20日水曜日、東京都市教育長会定例会、こちらはウェブ会議でございましたけれども、こちらに出席しました。

8月21日木曜日、第2回東大和市青少年問題協議会に出席しました。

以上でございます。

教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告についてご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○岡田教育長 よろしいですか。

教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第20号報告 いじめの重大事態について

○岡田教育長 日程第3、第20号報告 いじめの重大事態について、内容の性質上、

公開することにより適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから会議を非公開としたいと思いますが、これに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○岡田教育長 賛成者全員。よって、会議は非公開といたします。

さらに、本案の会議録及び会議資料につきましても非公開としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、そのように取扱いいたします。

ここで関係者以外の退場を求めます。

(一部執行部退場)

(この間非公開)

○岡田教育長 ここで会議の非公開を解きます。退場者の入場を認めます。

(一部執行部入場)

◎日程第4 第34号議案 東大和市教育情報セキュリティ対策基準 の改定について

○岡田教育長 日程第4、第34号議案 東大和市教育情報セキュリティ対策基準の改定について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

○岡田教育長 石田教育指導担当部長。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 ただいま議題となりました第34号議案 東大和市教育情報セキュリティ対策基準の改定についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

東大和市では、GIGAスクール構想に基づく児童・生徒1人1台コンピュータの配備をきっかけに、教職員はもとより児童・生徒が学習活動において日常的に情報システムにアクセスする機会が増えることが想定されることから、令和3年度に学校における情報セキュリティ対策を講じるに当たり、教職員等が遵守すべき

行為及び判断等の基準として東大和市教育情報セキュリティ対策基準を定めました。

令和7年9月に予定されております教職員が利用するネットワーク環境及びGIGAスクール構想に基づき、児童・生徒に配備した1人1台コンピュータに係るネットワーク環境の更新に当たっては、教育現場における各種ICT機器の運用を大幅に変更いたしました。このため、東大和市教育情報セキュリティ対策基準の改定を行うものであります。

改定に当たっては、令和7年3月版の文部科学省の教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインを基準としており、今回の運用変更と併せ、令和3年度から令和7年度までのガイドラインの変更内容も併せて改定するものであります。

主な改正点といたしましては、教職員が利用する校務系システムについて、これまで学校からのアクセスに限定していたものを、教職員の働き方改革の一環として在宅勤務型テレワークなど、働く場所を選択できる柔軟な働き方を実現させるための校務系システムの接続方法に関する運用の変更などとなります。

それでは、本対策基準案の内容につきましてご説明申し上げます。

資料1ページから5ページの第1編、総則及び第2編、教育情報セキュリティ対策基準、1及び2におきましては、本対策基準の目的、本対策基準や情報資産の運用範囲、用語の説明、組織体制について定めたものであります。

なお、資料2ページから記載のある組織体制につきましては、これまでと変更なく、副市長を最高情報セキュリティ責任者、教育長を統括教育情報セキュリティ責任者、教育部長を教育情報セキュリティ責任者、教育指導課長を教育情報システム管理者、校長を教育情報セキュリティ管理者としております。

資料5ページから8ページの3、情報資産の分類と管理方法におきましては、情報資産の重要性やアクセスする主体に基づく分類、仕方、仕分の考え方と、その分類に応じた管理方法を定めたものであります。

資料8ページから10ページの4、物理的セキュリティにおきましては、サーバやネットワーク、教職員が利用する端末の管理等について定めたものであります。

資料11ページから18ページの5、人的セキュリティにおきましては、情報資産を取り扱う当事者のルール遵守などを通じて情報資産を守る対策について記載しており、教育情報セキュリティ管理者、教職員等、教育委員会の遵守事項を規定

するとともに、研修・訓練、情報セキュリティインシデントの連絡体制の整備についても定めたものであります。

資料18ページから25ページの6、技術的セキュリティにおきましては、ハードウェア、ソフトウェアやネットワークなどに対するアクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的な安全管理措置を通じて情報資産を守る対策を記載しており、コンピュータ及びネットワークの設定管理やアクセス制御に関する規定、不正プログラムや不正アクセスに対する対策などを定めたものであります。

資料25ページから30ページの7、運用におきましては、情報システムの監視に係る対策や情報システムの仕様書、運用管理記録等情報セキュリティに関するドキュメント管理、ID及びパスワードの管理、ICカード等の取扱い、教育情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認・管理、懲戒処分等の運用に関する内容を定めたものであります。

資料31ページの8、外部委託につきましては、外部委託を行う際に情報セキュリティ確保上、留意すべき事項を定めたものであります。

資料31ページから38ページの9、SaaS型パブリッククラウドサービスの利用についてであります。SaaS型パブリッククラウドサービスとは、インターネット経由でソフトウェアを利用できる仕組みのことであります。

このSaaS型パブリッククラウドサービスの利用において、クラウド利用者である教育委員会等がクラウド事業者に確認・検証すべき情報セキュリティ対策や、サービス提供に係るポリシーを定めるとともにサービス利用における教職員等の留意点を定めたものであります。

また、SaaS型パブリッククラウドサービスの中においても、利用者が必要とする情報セキュリティに関する十分な条件設定の余地のない約款による外部サービスを利用する際の留意点についても定めたものであります。

資料38ページから39ページの10、評価・見直しにおきましては、監査、自己点検、教育情報セキュリティポリシー及び関係規定等の見直しについて定めたものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○岡田教育長 1つだけ確認してもいいですか。教育指導課長は教育情報システム管理者でいいですよね。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 教育情報システム管理者です。

○岡田教育長 教育情報セキュリティ管理者が校長先生になるということですね。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 教育情報セキュリティ管理者は、校長です。

資料3ページ、4ページのところに記載があります。

○岡田教育長 分かりました。ありがとうございます。

いかがでしょうか。なかなか説明が難しいところがあると思いますけれども、これまで学校の中でしか校務ができなかったところを、様々なセキュリティ対策を施した上で、テレワークや、一時的に許可を得て校外で校務をすることも可能になることからセキュリティ対策基準の改定ということになっております。

現在、その準備を進めているところであります。もし何か心配なことがありますたら。

藤宮委員。

○藤宮委員 4ページの(8)の「やむを得ない場合を除き」って、どういう場合があるんですか。

○岡田教育長 石田教育指導担当部長。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 人が欠員状態にあるときに兼ねないと責任者、各種責任者が成り立たないときに兼務をする必要があると捉えています。以上です。

○岡田教育長 ほかにはいかがでしょうか。

田口教育部長。

○田口教育部長 このセキュリティポリシーは、教育委員会だけでなく市においても同様なセキュリティポリシーをつくってございます。

大きく、全体像をご説明申し上げますと、まず1ページをご覧いただきたいと思いますが、組織の目的がございまして、どういうものを対象としているか、対策基準に記載させていただいております。

2ページには組織体制がございまして、どういう組織体制でこのセキュリティを確保していくかを記載をさせていただいてございます。

5ページに情報資産の分類、要するに個人情報ですが、最重要なものはどういったものか、重要性分類をⅠからⅣに分けて規定をさせていただいております。

また、情報資産の管理について規定されております。

その後はその情報の持ち出しを7ページ辺りに記載していますが、基本的にはセキュリティの部分を大きく3つに分けています。

8ページを見ていただきますと、物理的なセキュリティとして、どのようにセキュリティを確保していくかを記載をさせていただいています。

11ページは人的セキュリティとし、扱う人間としてどのような形でセキュリティを確保していくかを規定をさせていただいています。

18ページは、技術的セキュリティで、ICTの技術、いわゆるファイアウォールなどになるわけですけれども、そういったものを導入して技術的セキュリティを確保して、アクセス制御も捉まえながら規定をさせていただいております。

25ページには、運用がありましてセキュリティ文書の全体的な構成はこのようになっており、各項目を捉まえながら規定をさせていただいております。

これまでのセキュリティポリシーにつきましては定めさせていただいておりますが、今般、先ほど教育長からお話をありましたとおり、先生方がパソコンで校務の部分とインターネットに接続するには、今まで2台持ちでやっていたのですけれども、それを1台で対応することも含めましてこのセキュリティポリシーを見直し、対応していくということでございます。

基本的には、セキュリティと使用の利便性は相反するものになります。利便性を追求していくとどうしてもセキュリティが邪魔をする。かといって、セキュリティがないと情報漏えいにつながることもございますので、運用とともにセキュリティを確保しながら、どうやって個人情報、子どもたちのパソコンなどの中身について守っていくか、また、場合によっては外からのメールに対して、悪意のあるメールなどもありますので、中の情報をどうやって守っていくかを定めた内容が、セキュリティポリシーという形で規定をさせていただいたとご理解いただければと思います。

以上でございます。

○岡田教育長 いかがでしょうか、何かご質問ございますか。

石田教育指導担当部長。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 今後についてですけれども、実は本日ご

説明させていただいた資料の中で、改定箇所は450か所ほどあります。大変、量も多いですので、この後、学校の先生方、教職員の方に分かるように概要版を作つて、学校に周知していきたいと考えています。

特に、情報の持ち出しというところでは、先ほど資料の5ページのところの説明が田口部長からありましたけれども、情報資産の重要性分類、このI、II、III、IVと分かれている中のIII以上の情報の持ち出しについては校長の許可が必要となつたり、教職員の遵守事項としては、業務目的以外に支給された端末は利用禁止であつたり、SNSを利用して業務上知り得た情報公開を禁止であつたり、教職員に関わる具体的なところについて分かりやすく学校に周知していき、適切に端末を活用していっていただきたいなと考えているところです。

以上です。

○岡田教育長 いかがですか。

藤宮委員。

○藤宮委員 11ページの5の(1)の②、イ、「廃棄した情報資産を記録管理しなければならない」という、この一文の意味がよく分からないです。どういう行為を言うんでしょうか。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 物理的に、例えばパソコンが壊れたので廃棄します。ただし、中に個人情報が入っていると、漏えいの可能性があります。その資産を適切に、いつ、どのような形で処分をしたのか、要するに廃棄をしたのかというところをきちんと明文化して残していくということでございます。

○藤宮委員 内容ではない。

○田口教育部長 そうです。これはあくまでも(1)の②でございますので、資産の廃棄管理でございますので、基本的には物理的なものになると考えております。以上でございます。

○藤宮委員 はい、分かりました。

○岡田教育長 よろしいですか。教職員はこれで働きやすさというのでしょうか、早くに学校から退勤しなければいけないとか、または、今日は様々な理由があつて仕事をしたいのだけれども学校で仕事を行なうことが難しいというような場合、自宅で行なうことができたりとか、そういう環境が整つてきている代わりに、やはり個人情報が漏えいしてしまうことは問題なわけで、そういうことを防ぐために、

この情報セキュリティ対策基準というの改定しないとよろしくないとの話だと思います。

先生方の働き方改革とか様々言われている中で、こういうことをきちんと整えた上で先生方の働きやすさとか、教育の質の向上に関して環境を整えていると捉えていただけだとよろしいのかなと思っております。

よろしいでしょうか。

では、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第34号議案 東大和市教育情報セキュリティ対策基準の改定について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎閉会の辞

○岡田教育長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしました。

これをもって令和7年第8回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

午後 2時44分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長

岡田博史

会議録署名委員

藤宮志津子